

創刊号

平成30年
12月発行



げすいどう 通信

発行 昭島市
編集 都市整備部下水道課
〒196-8511
昭島市田中町 1-17-1
TEL : 042-544-5111
FAX : 042-541-4336

下水道の関連情報などを紹介します。

下水道の歴史と役割

快適で安心安全な市民生活を支える下水道は、単に生活排水などの汚水を処理するだけでなく、感染症の流行防止など公衆衛生の向上を目的として整備が始まりました。その後、浸水被害の防止や環境保全など、その役割は多様となり、一層重要な施設となっています。このような中、昭島市でも昭和38年に都市下水路を皮切りに、昭和47年より分



流式(雨水管と污水管を分ける)により下水道の整備を本格的に進めてきました。現在は、昭島市の下水道が将来進むべき目標として下水道総合計画(平成21年度から平成51年度)を策定し、平成32年度までに経営戦略を策定するなど様々な事業に取り組んでいます。

また、下水道の役割や機能を十分に発揮するため、下水道管路が整備されている地域の皆様には早期に接続いただくよう、普及にも力を入れています。

平成30年度の下水道整備予定

雨水管 残堀川第3排水区枝線
(美堀町二丁目付近)
中部7号幹線
(平成30年度～平成31年度、松原町一丁目付近)



污水管 立川第2処理分区枝線工事
(美堀町)
区画整理地区
(数箇所)

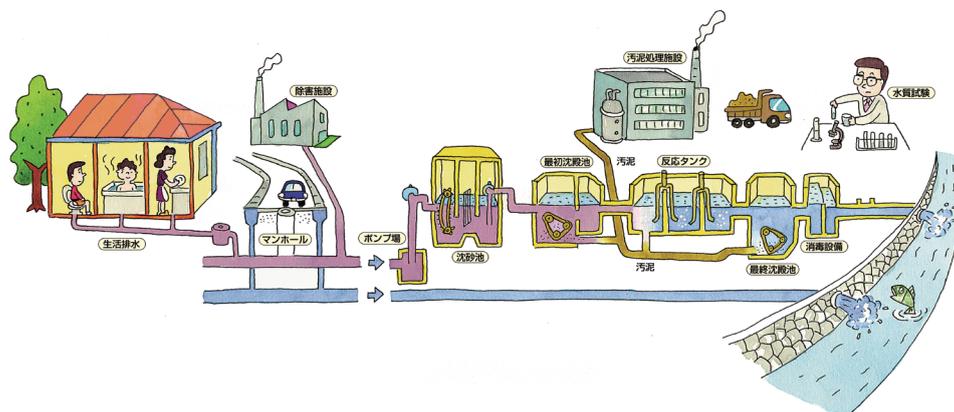


CONTENTS

下水道の歴史と役割……………	1P	雨水ますの設置に関する助成……………	4P
下水道のしくみ……………	2P	(雨水浸透施設設置助成金)	
地方公営企業法適用への取り組み…	3P	融資あっせん制度……………	4P

下水道のしくみ

皆様の家庭や工場などから排出された汚水は、管路など埋設された下水道管を流れて、下水処理施設に集められ、きれいな水に再生した後に、公共用水域「多摩川」に放水しています。汚水の再生のしくみについて、簡単にご紹介します。



- 下水道が整備され、接続されると、台所やトイレで使用した生活排水は、下水道管を通じて処理場まで送られます。
- 昭島市内の生活排水は多摩川上流水再生センター（宮沢町3-15-1）まで送られます。
- 処理場では、まず汚水と汚物に自然分離されます。
- 分離された汚水は、バクテリアなどの微生物により分解浄化されます。決められた水質基準以下に再生された水は、薬剤によって滅菌された後に、川に放水されます。
- 微生物が汚れを分解した後に、最終的に発生する汚泥は、焼却して灰にして、建設資材の材料（セメント）として使用するなど資源の有効利用に役立てられます。

油を下水道に流さないで!!

下水道を正しく使うことによって、川や海がきれいになります

- 台所から油を流すと、排水管の詰まりや悪臭の原因になります。下水道には流さないでください。

- 食器や鍋等に付いた油污は、洗う前に拭き取ってください。（余った油を捨てる場合は、不要な紙や布で吸い取るか、油を固める製品を使い、燃やせるごみとして出してください。）

- そのほかにも・・・

野菜くず、ティッシュペーパー、紙おむつ、ガソリン、シンナー、石油なども流さないでください。排水管の詰まりや、気化して爆発事故などの原因になります。



マンホールの種類

昭島市の下水道は分流式を採用しているため、下水道のマンホール蓋は大きく分けて2種類あります。（写真は1例です。いろいろなマンホール蓋があります。）



汚水



雨水

地方公営企業法適用への取り組み

下水道は、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全といった極めて公共性の高い役割を有しています。それだけに市民生活や社会経済活動にとって不可欠な基盤施設です。

こうした都市機能を整備するため、昭島市は昭和47年に下水道事業に着手し、平成14年には汚水の下水道普及率はほぼ100%となったものの、最初に整備した下水道施設は46年を経過するに至りました。今後はこれらの施設の老朽化対策を実施し、将来にわたってその機能を維持する必要が生じています。しかし、下水道事業は先行投資型の事業であり、建設期間も長期に及び、地方公共団体の財政運営に大きな影響を与える恐れがあります。下水道事業の経営基盤を強化し長期的に安定した経営を維持するために、経営の健全性や計画性、透明性の向上を図ることが求められています。

下水道事業経営を健全かつ安定的に運営を行っていくことを目的として、平成32年度より「地方公営企業法を適用(法適化)」するため準備を進めています。法適化に伴う課題や条件の整理を行い、法適用準備を円滑に行うため、昭島市下水道事業地方公営企業法適用基本計画書を作成しました。概要とスケジュールは以下のとおりです。

現在、本市では下水道事業は「特別会計」により運営していますが、法適化後は「公営企業会計」で運営していきます。

○特別会計による経理

単年度の現金収支を記録する方法(単式簿記)で、シンプルでわかりやすい反面、資産や負債などの情報が不足し、企業としては財務状況が分かりにくいという欠点があります。

○公営企業会計による経理

一つの取引によって生じる経済的価値の増加と他の価値の減少と両面に着目して、すべての経済価値の変動を記録する方法(複式簿記)で経理を行います。また、管理経営にかかる取引(損益取引)と建設改良等にかかる取引(資本取引)を明確に区別することにより、経営情報として一定期間の経営成績を表す「損益計算書」や一定時点の保有資産や負債などを表す「貸借対照表」、一会計期間の現金の動きを表す「キャッシュ・フロー計算書」などの財務諸表が作成されます。

○資産調査・評価(平成28年度～平成31年度)

これまでに取得してきた膨大な資産を調査し、現在の価値がどのくらいあるのか評価します。この作業により、今までわからなかった資産額や減価償却費が明らかになります。

○移行事務(平成30年度～平成31年度)

組織体制の検討、関連部署との調整、条例・規則の制定等があります。

○会計システム構築(平成30年度～平成31年度)

公営企業会計方式に沿った経理事務を行うため、新たに会計システムを導入する必要があります。

※「昭島市下水道事業地方公営企業法適用基本計画書(概要版)」は、昭島市公式ホームページでご覧いただけます。

雨水ますの設置に関する助成(雨水浸透施設設置助成金)

昭島市では、宅地に降った雨水は宅地内処理になっており、浸透ますなどを設置する浸透処理方法が一般的です。都市化が進む以前は、地表に降った雨は田畑や山林から土の中にしみ込み、地下水となり、湧き水として蘇り私たちの生活を支えていました。しかし、現在はしみ込む地表が少なくなり、少しの雨でも道路に水があふれたりするようになってきました。昭島市においても例外ではないため、宅地に降った雨水は浸透ますを設置するなどして出来るだけ地下に還元させてください。貴重な財産である、「水の自然な循環」や「地下水の枯渇」を守るには、皆様のご協力が必要です。



利用の目的

屋根に降った雨を地下に浸透させることにより、浸水被害の軽減と地下水のかんようを図ります。

助成が受けられる条件

敷地面積が1,000平方メートル未満の住宅(注1)

助成金の額

最高40万円を限度(注2)

(注1)平成30年4月1日より新築・建替住宅についても助成対象となりました。

(注2)昭島市指定下水道工事店による工事でないとう助成制度は受けられません。

申請や設置に関する相談は昭島市指定下水道工事店へご相談ください。

※詳しくは、昭島市公式ホームページをご覧ください。

融資あっせん制度

下水道へ接続するための工事資金は、市内の金融機関から融資を受けることができます。この場合利子について全額を市が助成します。

制度のご利用をお考えの方は、お気軽に市の下水道課業務係、または昭島市指定下水道工事店にご相談ください。

市役所への手続きについては工事店が代行します。

※詳しくは、昭島市公式ホームページをご覧ください。